

# 津山市議会基本条例【案】

## 前文

津山市は、昭和4年に市制を施行して以来、幾多の合併を経て多様な地域特性を融合し、市民とともに歩み発展を遂げてきた岡山県北の中心市である。そして、今日、地方分権の進展による市の自己決定及び自己責任の領域が一層拡大し、議会の果たすべき役割はこれまで以上に高まっている。

このような状況下において、津山市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、二元代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより市民福祉の更なる向上を目指すとともに、市政の議決機関としてその権能を最大限發揮できるよう、自ら果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に全力で応えていく決意である。

よってここに、津山市議会の志す基本理念、基本方針を定め、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

### 【解説】

議会の果たすべき役割が高まる中、津山市議会としての理念や方針等を示し、議会及び議員が、その責務を果たしていく決意を表すものです。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念及び基本方針を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則、議会運営等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

前文に掲げた議会及び議員の決意を受け、条例制定の目的を明らかにしています。議会が市民の負託に応え、市民の福祉の向上と市政の発展に寄与することを定めています。

### (基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下における議会の役割を踏まえつつ、市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映することにより真の地方

自治の実現を目指すものとする。

#### 【解説】

二元代表制、そして市政における唯一の議決機関として、議会の役割を踏まえながら、真の地方自治の実現を目指すことを、基本理念として定めています。

#### (基本方針)

第3条 議会は前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めること。
- (2) 市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (3) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。
- (4) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営について監視及び評価を行うこと。
- (5) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案又は政策提言に取り組むこと。
- (6) 議会改革を継続的に推進すること。

#### 【解説】

基本理念に則り、議会活動の積極的な情報発信や開かれた議会運営、市政運営の監視・評価や議案の審議等6項目にわたる議会の基本方針を定めています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則等

#### (議会の活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民を代表する議決機関として、調査活動等を通じて市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (3) 適正な市政運営が行われるよう、市民本位の立場から市長等が行う事務の執行を監視し、及び評価すること。
- (4) 言論の府及び合議制の機関として、議員間の自由闊達な討議を尊重し、議会全体の合意形成を目指すこと。

### **【解説】**

議会は、基本方針に則り、市民に信頼される開かれた議会を常に目指すほか、多様な意見を的確かつ迅速に把握し、市政への反映に努めることなど4項目にわたり活動の原則を定めています。

#### (議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市民福祉の向上を目指すこと。
- (2) 言論の府及び合議制の機関である議会を構成する一員として、議員間の自由闊達な討議を尊重すること。
- (3) 議員個人の自主性及び自立性を高めるため、日常の調査、研修等を通じて、自己の能力及び資質の向上に努めること。

### **【解説】**

議員は、市民によって直接選ばれた代表として、常に市民福祉の向上を目指すほか、自己の能力を高める不断の研鑽等により、市民の代表として相応しい活動をしなければならないなど、3項目にわたり活動の原則を定めています。

#### (議員の政治倫理)

第6条 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上及び確立に努めるものとする。

2 前項の規定に基づく議員の政治倫理については、津山市議会議員の倫理に関する条例（平成26年津山市条例第13号）で定める。

### **【解説】**

議員は、市民の負託に応えるため、市政に携わる自らの権能と責務を深く自覚し、政治倫理の向上と確立に努めることなどを定め、議員の政治倫理について、津山市議会議員の倫理に関する条例に委任しています。

#### (会派)

第7条 議員は、共通の理念と基本的政策が一致する議員で会派を結成し、活動できるものとする。

2 会派は、政策立案、政策提言等に際して、議論を尽くし、その意思を表明できるものとする。

**【解説】**

議員は、より充実した議員活動が行えるように、共通の理念等を有する他の議員と会派を結成し活動できるほか、政策の立案等について十分な議論を尽くした意見を、会議において意思表明できることを定めています。

### 第3章 議会運営の原則

#### (議会運営の原則)

第8条 議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

2 議長は、中立公正な職務執行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

**【解説】**

議会は、合議制の機関であり、円滑で効率的な運営が求められていることや、議会運営を行う上で、中立公正な職務執行に努めるなど議長の運営原則を定めています。

#### (委員会の運営)

第9条 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する市政の課題等に関する調査・研究を機動的に行うものとする。

2 委員会の委員は、委員間における活発な討議等を通じて、その所管に属する市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視、評価等を積極的に行うものとする。

**【解説】**

委員会についての具体的なことがらは、津山市議会委員会条例等で定めていますが、ここでは、市政の課題等に関する調査・研究を機動的に行うことなど、委員会の運営のあり方について定めています。

## 第4章 市民と議会の関係

### (情報発信と透明性の向上)

第10条 議会は、市民に対して議会活動に関する情報を積極的に発信し、議会の透明性を高めるよう努めるものとする。

#### 【解説】

基本方針に則り、議会の情報発信に努めるよう定めています。

### (市民参画機会の創出)

第11条 議会は、市民の意思を的確に把握し、市政に適切に反映させるため、市民の多様な参画機会の創出に努めるものとする。

#### 【解説】

基本方針に則り、市民の意思を的確に把握した上で、多様な参画機会の創出に努めるよう定めています。

### (広報活動の充実)

第12条 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、広報活動の充実に努めるものとする。

#### 【解説】

基本方針に則り、議会の情報発信に努める中、広報活動の充実に努めるよう定めています。

### (議案に対する賛否の公表)

第13条 議会は、議案に対する各議員の賛否を、公表するものとする。

#### 【解説】

市民に分かりやすい議会のあり方の一環として、議案に対する各議員の賛否を公表するよう定めています。

## 第5章 市長等と議会の関係

### (市長等との関係の基本原則)

第14条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、自らの役割を最大限に發揮するよう努めるものとする。

2 議会の会議における質疑質問等は一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、議員は論点及び争点を明確にしてこれを行うものとする。

3 議会の会議において、市長等及びその補助機関である職員は、議員の質問等について、論点を明確にするため、議員に反問することができる。

#### 【解説】

議会は、市長等と緊張関係を構築し、事務執行の監視や評価を行うなど、議会としての役割を發揮するよう努めるほか、質疑の方式や反問権の付与など市長等との関係の基本原則について定めています。

### (重要な政策等の監視及び評価)

第15条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、議会審議における論点を明確にし、その重要な政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明資料を提出し、それに基づき説明等を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における評価に資する審議に努めるものとする。

### **【解説】**

市長等が重要な政策等を実施するに当たり、その政策等の必要性や公平性の有無、財源措置や将来への費用対効果など、その政策等の重要性を客観的に判断できる説明資料の提出を求めることにより、議会審議における論点等を明確にし、その重要な政策等の水準を高めるよう重要な政策等の監視及び評価について定めています。

### **(予算・決算審議における説明)**

**第16条** 市長等は、予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するものとする。

### **【解説】**

議会の審議に付すため、市長等が提出する予算・決算の説明資料は、分かりやすいものとするよう予算・決算審議における説明について定めています。

### **(議決事件の追加)**

**第17条** 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき議決事項を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

### **【解説】**

地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決事項を追加する場合、議会は、その理由や根拠を明確にしなければならないと定めています。

## **第6章 議会及び議会事務局の体制**

### **(議会の機能強化)**

**第18条** 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価、議会が行う政策立案及び政策提言等に関する機能を強化するものとする。

### **【解説】**

基本方針に規定する市政運営についての監視や評価、政策立案や政策提言への取組を推進するために、議会の機能を強化するよう定めています。

**(専門的知見の活用)**

第19条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

**【解説】**

議会の権能にある市政の課題に関する調査を実施するに当たり、議決を経ることで、専門的知識を有する学識経験者等で構成する調査のための議長諮問機関を設けることができるよう定めています。

**(議員研修の充実強化)**

第20条 議会は、議員の政策立案、政策提言に係る能力の向上を図るために、議員研修の充実強化に努めるものとする。

**【解説】**

基本方針に規定する議員の政策立案や政策提言への取組を推進するために、議員研修の充実強化に努めるよう定めています。

**(議会事務局の機能強化)**

第21条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るために、議会活動を補佐する議会事務局の機能の強化に努めるものとする。

**【解説】**

第18条に定める議会の機能強化を図るために、議会活動を補佐する議会事務局の体制整備・機能の充実・強化に努めるよう定めています。

**(予算の確保)**

第22条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議事運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

**【解説】**

議会活動に必要不可欠な予算の確保に努めるよう定めています。

## 第7章 最高規範性

### (最高規範性)

第23条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

#### 【解説】

議会の最高規範としてこの条例を制定し、議会に関する条例・規則等を制定・改廃する際は、この条例との整合性を図るよう定めています。

## 第8章 補則

### (見直し手続)

第24条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営委員会において、定期に検証し、その結果に基づいて、必要があると認めるときは、この条例の改正を含む所要の措置を講ずるものとする。

#### 【解説】

議会は、この条例の実効性を将来にわたって担保するため、市民の意見や社会情勢の変化等を勘案し、定期に検証し、必要があれば改正等の措置を講ずるよう定めています。

## 付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。